

【表紙】**【提出書類】**

有価証券報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成25年4月25日

【計算期間】

第1特定期間（自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日）

【ファンド名】

豪州高配当株ツインαファンド（毎月分配型）

【発行者名】

T & Dアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 藤瀬 宏

【本店の所在の場所】

東京都港区海岸一丁目2番3号

【事務連絡者氏名】

岩松 覚

【連絡場所】

東京都港区海岸一丁目2番3号

【電話番号】

03-3434-6630

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

豪州高配当株ツインαファンド（毎月分配型）（以下「当ファンド」といいます。）は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信		不動産投信
	内 外	その他資産
		資産複合

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル	ファミリーファンド	あり
大型株	年4回	日本		
中小型株	年6回	北米		
債券	年6回	欧州		
一般	(隔月)	アジア		
公債		オセアニア		
社債	年12回	中南米	ファンド・オブ・	
その他債券	(毎月)	アフリカ	ファンズ	なし
クレジット属性	日々	中近東（中東）		
不動産投信	その他	エマージング		
その他資産（投資信託証券（資産複合））				
資産複合				

＜商品分類の定義＞

追加型投信 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合 目論見書または信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分の定義＞

その他資産（投資信託証券（資産複合））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて複数資産に投資を行う旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月） 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

す。

オセアニア 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ファンドの特色

1. オーストラリアの金融商品取引所に上場する高配当株式等※（以下「豪州高配当株」といいます。）を実質的な主要投資対象とし、相対的に高いインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目指します。
※株式および投資信託証券（不動産投資信託（リート）を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。
2. 「株式オプションα戦略」および「通貨オプションα戦略」を実質的に活用し、更なる収益の獲得を目指します。

豪州高配当株オプションα戦略の運用イメージ



上記は、「豪州高配当株オプションα戦略」の概略を簡易的に示したイメージです。資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

【一般的なコールオプションとは】

- コールオプションとは、ある特定の資産（株式など）を将来の特定期日（満期日など）に、あらかじめ定められた価格（＝権利行使価格）で買う権利のことです。
- この権利を売却する対価として、売り手はオプションのプレミアム収入を獲得できますが、同時に満期日において権利行使に応じる義務を負います。
- 対象資産の価格水準や価格の変動率が上昇すること等が、コールオプションの市場価格の上昇要因となります。
- 満期日に対象資産の市場価格が権利行使価格を上回っていた場合、コールオプションの買い手が権利を行使することで、売り手にとっては損失を被る要因となります。

1. 豪州高配当株への投資

豪州高配当株

オーストラリアの金融商品取引所に上場している株式および投資信託証券（不動産投資信託を含みます。）を実質的な主要投資対象とします。
主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
※「株式オプションα戦略」により株価指数が権利行使価格を超えて上昇した場合には、豪州株式市場全体の値上り益の一部または全部を享受できない場合があります。

円/豪ドルの為替変動

実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。
円安・豪ドル高の場合は為替差益※を得ることができ、円高・豪ドル安の場合は為替差損が発生します。
※「通貨オプションα戦略」により、豪ドル（対円）が権利行使価格を超えて上昇した場合には、権利行使価格を超えた豪ドル高による為替差益を享受できない場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

豪州高配当株の運用は、レッグ・メイソン・グループのレッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います。

レッグ・メイソン・グループ

米国メリーランド州ボルティモアを本拠地とする独立系の資産運用会社です。多くの運用子会社を傘下に有し、世界の中央銀行、国際機関、年金基金など幅広い顧客を対象に資産運用サービスを提供しています。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

レッグ・メイソン・インクの子会社で、オーストラリア株式運用において、約30年の運用実績を有しています。

2. オプションα戦略の活用

株式オプションα戦略

「株式オプションα戦略」とは、主に豪州株式市場全体（株価指数等）※にかかるコールオプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。
※以下「株価指数」ということがあります。
※市場環境によっては、株価指数にかかるコールオプションのほか、豪州株保有銘柄にかかるコールオプションの売却等を行う場合があります。

通貨オプションα戦略

「通貨オプションα戦略」とは、円に対する豪ドルのコールオプションを売却し、オプションのプレミアム収入の獲得を目指す戦略をいいます。

- ・原則として概ね保有する豪ドル建資産の評価額程度のコールオプションの売却を行います。
- ・各コールオプションの満期時においては、目標とするオプションのプレミアム収入が獲得できるような権利行使価格で各オプションα戦略を再構築することを基本とします。
- ・原則として権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本とします。
- ◆株価指数や豪ドル（対円）の上昇／下落にかかわらずコールオプションの売却によるオプションのプレミアム収入を獲得する一方、株価指数や豪ドル（対円）が権利行使価格を超えて上昇した場合には、権利行使に伴う支払いが発生します。
- ◆ファンドは、外国投資信託を通じて「株式オプションα戦略」および「通貨オプションα戦略」を活用します。
外国投資信託では直接オプション取引は行わず、クレディ・スイス・インターナショナルを相手方とするスワップ取引を活用して、主に株価指数または豪ドル（対円）のコールオプションを売却した場合の損益に連動する投資成果を享受します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

各オプションα戦略の運用は、クレディ・スイス・グループのクレディ・スイス・インターナショナルが行います。

クレディ・スイス・グループ

スイスチューリッヒを本拠地として、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキング、アセット・マネジメント事業をグローバルに展開しています。

クレディ・スイス・インターナショナル

1990年、英国ロンドンに設立され、金利、為替、株式、コモディティ、クレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業を主に行っています。

オプション満期日における「株式オプションα戦略」「通貨オプションα戦略」の効果イメージ

			プラス	マイナス
ケースⅠ	株式オプションα戦略	株価指数が上昇 (権利行使価格以下の場合)	オプションのプレミアム収入	—
	通貨オプションα戦略	豪ドル(対円)が上昇 (権利行使価格以下の場合)		
ケースⅡ	株式オプションα戦略	株価指数が下落 (当初株価指数を下回った場合)	オプションのプレミアム収入	—
	通貨オプションα戦略	豪ドル(対円)が下落 (当初豪ドルを下回った場合)		
ケースⅢ	株式オプションα戦略	株価指数が大きく上昇 (権利行使価格を上回った場合)	オプションのプレミアム収入	オプションにおける支払い (株価指数が権利行使価格を超える部分)
	通貨オプションα戦略	豪ドル(対円)が大きく上昇 (権利行使価格を上回った場合)		オプションにおける支払い (豪ドル(対円)が権利行使価格を超える部分)

上図は「株式オプションα戦略」「通貨オプションα戦略」に関する説明の一部であり、「豪州高配当株オプションα戦略」について全てを網羅したものではありません。

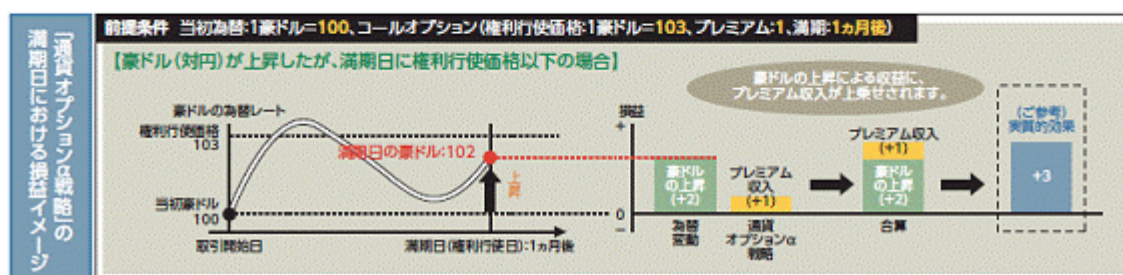
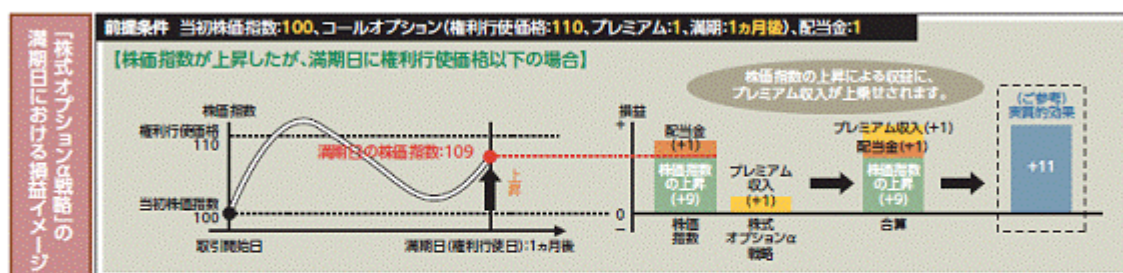
また、ファンド全体の損益を示したものではありません。記載の内容はファンドの将来の運用成果を予測・保証するものではありません。

ケース別 損益イメージ

- ◆「株式オプションα戦略」では、主に豪州株式市場全体(株価指数等)にかかるコールオプションを売却することを基本としますが、当該戦略の損益についてよりイメージしていただくやすくするため、当該戦略で用いる株価指数が、外国投資信託における豪州高配当株のポートフォリオと同一の値動きをすると仮定してイメージ図を作成しています。実際のファンドの値動きを示唆するものではありませんのでご注意ください。
- ◆各損益イメージ図は、株価指数の変動に「株式オプションα戦略」、または、豪ドル(対円)の為替変動に「通貨オプションα戦略」を加えた場合のイメージ図です。ファンドでは、原則として権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用することを基本としています。

ケースⅠ 株価指数/豪ドル(対円)が上昇したが、権利行使価格以下の水準となった場合

対象となる株価指数や豪ドル(対円)にかかるコールオプションの売却を行うことで、株価指数や為替の上昇/下落にかかわらず、オプションのプレミアム収入を獲得することができます。その結果、株価指数や豪ドル(対円)が上昇したが権利行使価格を下回ったケースでは、株価指数や豪ドル(対円)の上昇に加え、プレミアム収入がリターンに上乗せされます。



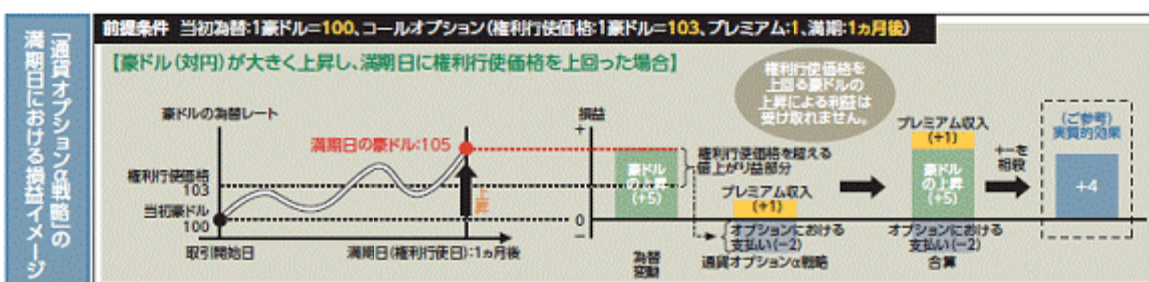
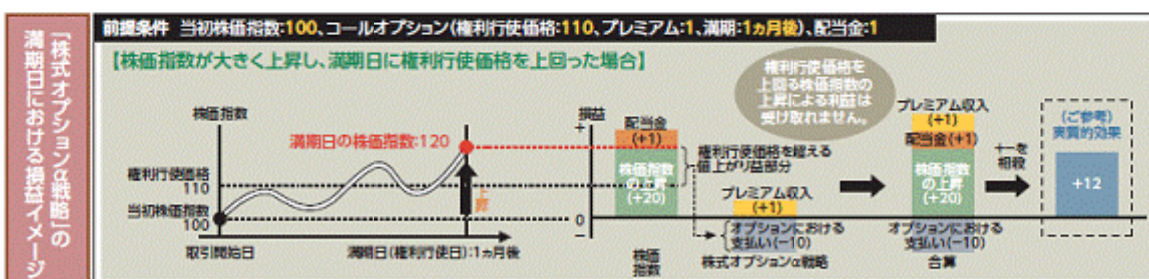
ケースⅡ 株価指数／豪ドル(対円)が下落した場合

対象となる株価指数や豪ドル(対円)にかかるコールオプションの売却を行うことで、株価指数や為替の上昇／下落にかかわらず、オプションのプレミアム収入を獲得することができます。その結果、株価指数や豪ドルが下落し、当初の価格を下回ったケースでは、プレミアム収入が株価指数や豪ドル(対円)の下落を軽減する効果があります。



ケースⅢ 株価指数／豪ドル(対円)が大きく上昇し、権利行使価格を超える水準となった場合

対象となる株価指数や豪ドル(対円)にかかるコールオプションの売却を行うことで、株価指数や為替の上昇／下落にかかわらず、オプションのプレミアム収入を獲得することができます。その一方で、株価指数や豪ドル(対円)が大きく上昇した場合の利益は、権利行使価格を超える部分は享受できず、一定の水準までに限定されます。

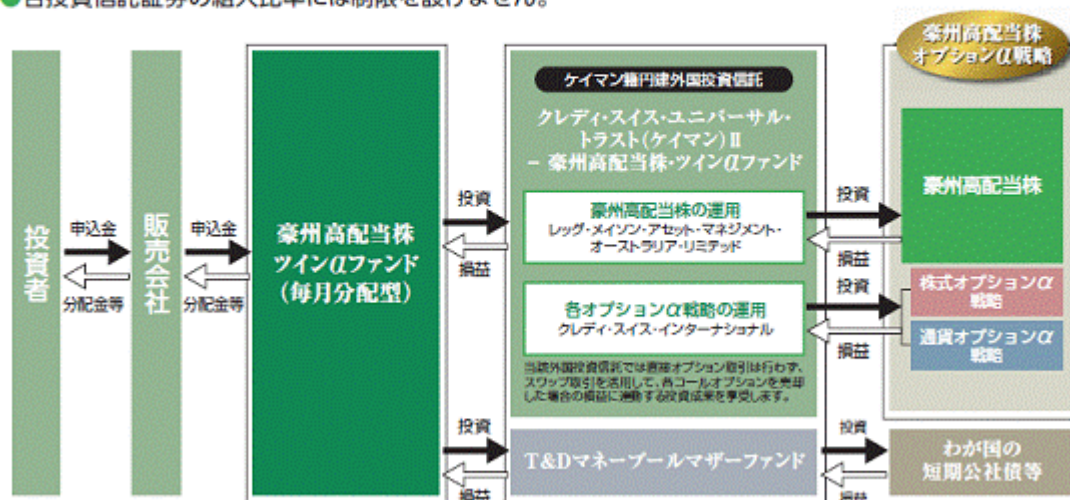


上図は各「オプションα戦略」の損益イメージを表したものであり、ファンドの損益を示したものではありません。記載の内容は将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、ファンドの将来の運用成果を予測・保証するものではありません。

ファンドの仕組み

ファンドは、以下の投資信託証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

- 外国投資信託証券への組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 各投資信託証券の組入比率には制限を設けません。



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

分配方針

毎決算時(毎月25日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

- 分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として、インカム収益を中心に分配を行うことを目指します。
ただし、基準価額水準等によっては、売買益(評価益を含みます。)が中心となる場合があります。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。



分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

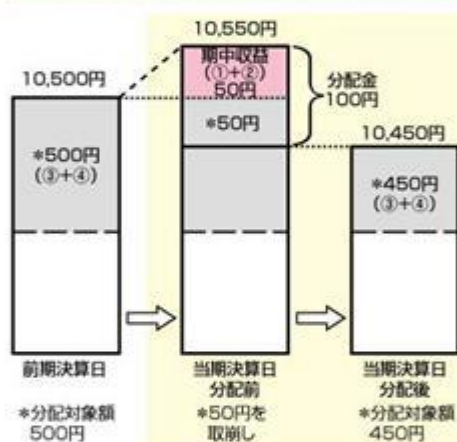
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



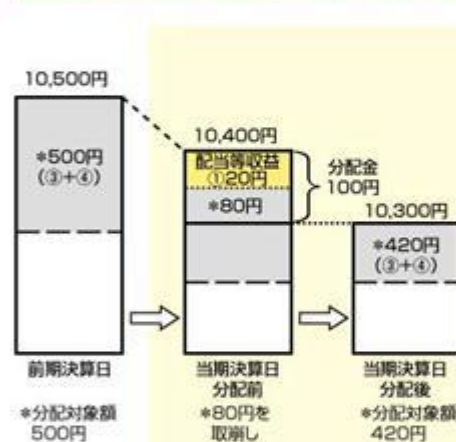
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

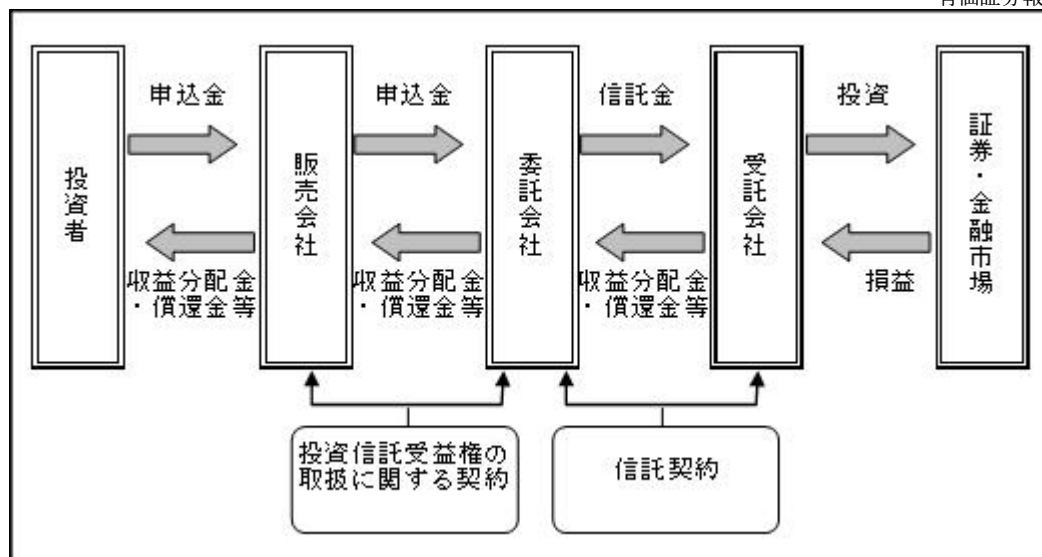
- ④信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年8月31日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンド運営の仕組み図



②ファンド・オブ・ファンズについて

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。詳しくは、前述の「（１）ファンドの目的及び基本的性格 ③ファンドの特色 ファンドの仕組み」をご参照ください。

なお、「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅱ - 豪州高配当株・ツインαファンド（以下「外国投資信託」ということがあります。）」における豪州高配当株の運用は、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います。

また、各オプションα戦略の運用は、クレディ・スイス・インターナショナルが行います。

③委託者（以下「委託会社」ということがあります。）およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- (3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- (4) 目論見書、運用報告書の交付等

④委託会社の概況

a. 資本金

平成25年2月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立

	同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
平成 9年12月 1日	社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年 2月25日	大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年 4月 1日	社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年 1月24日	投資顧問業者の登録
平成14年 6月11日	投資一任契約に係る業務の認可
平成14年 7月 1日	ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、 ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年 8月28日	社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
平成19年 3月30日	株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、 投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成25年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

- ①外国投資信託であるクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II - 豪州高配当株・ツインαファンドおよび国内の証券投資信託であるT & Dマネープールマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）を主要投資対象とします。なお、短期金融商品等に直接投資する場合があります。
- ②外国投資信託を通じて、実質的に豪州の金融商品取引所に上場している株式および投資信託証券（不動産投資信託を含む。）へ主に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指すとともに、株式オプション取引ならびに通貨オプション取引の投資成果を享受することを目指して運用を行います。
- ③外国投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、外国投資信託の組入比率は原則として高位とすることを基本とします。
- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（2）【投資対象】

- ①以下の2つの投資信託受益証券を主要投資対象とします。
ケイマン籍 外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II - 豪州高配当株・ツインαファンド」
親投資信託 「T & Dマネープールマザーファンド」
- ②この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - (1)有価証券
 - (2)金銭債権
 - (3)約束手形
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1)為替手形
- ③委託会社は、信託金を、外国投資信託およびマザーファンドならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(2) コマーシャル・ペーパー

(3) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2号の証券または証書の性質を有するもの

なお、(1)の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は、短期社債等への投資ならびに現先取引および債券貸借取引に限り行うことができます。

- ④委託会社は、信託金を③に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(参考) 投資する投資信託証券の概要

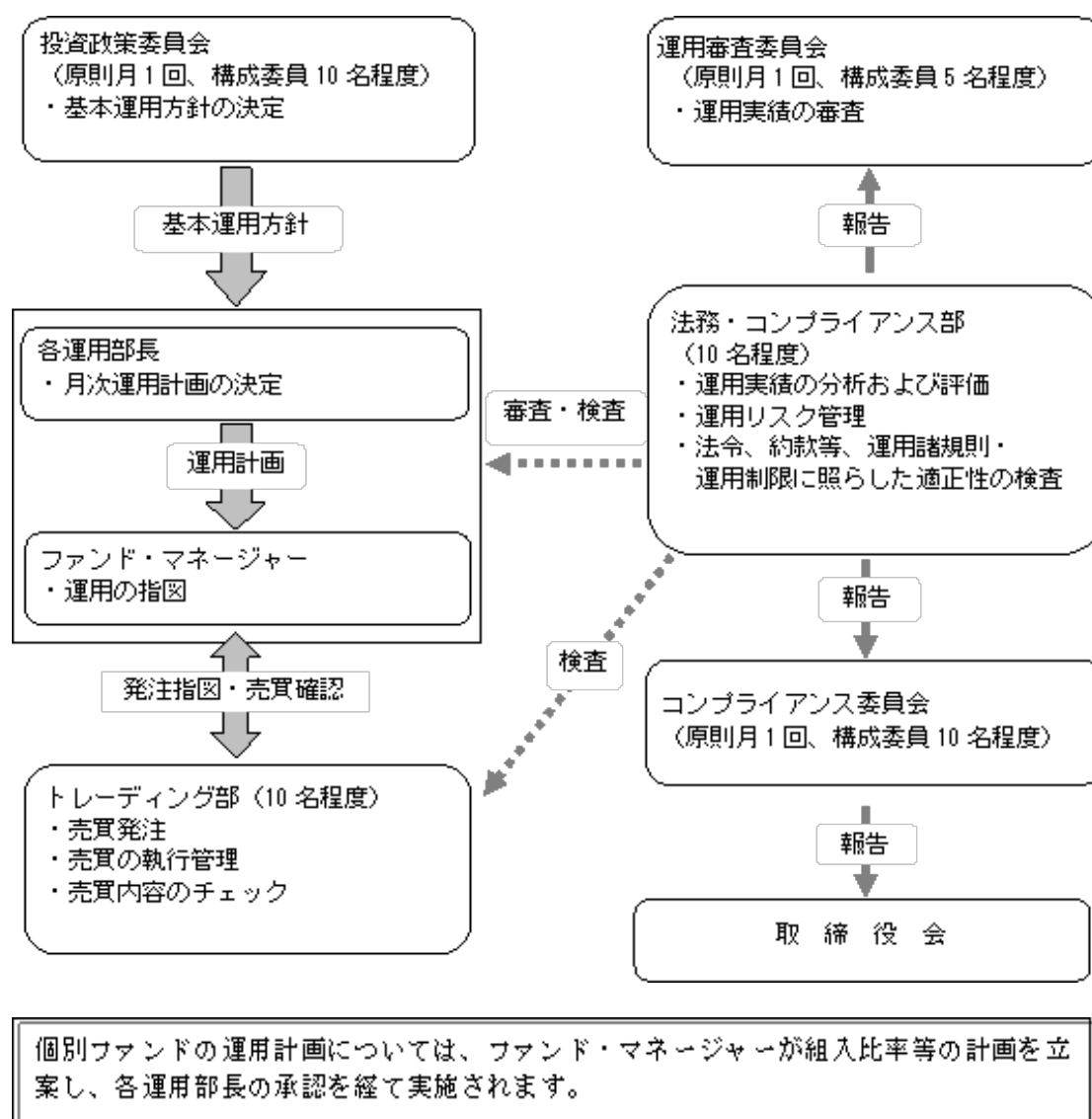
ファンド名	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ - 豪州高配当株・ツインαファンド 英名：Credit Suisse Universal Trust (Cayman) II - Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund
分類	ケイマン籍／外国投資信託／円建
設定日	2012年9月3日
運用の基本方針 主な投資対象	主としてオーストラリアの金融商品取引所に上場している株式および投資信託証券（不動産投資信託を含みます。）に投資することにより、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。 また、スワップ取引を通じて、実質的に豪州株式市場全体（株価指数等）のオプション取引（コールオプションの売却）および通貨のオプション取引の損益に連動する投資成果を享受します。
投資態度	〔高配当株投資〕 ・主としてオーストラリアの金融商品取引所に上場している株式および投資信託証券（不動産投資信託を含みます。）に投資を行います。 ・主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 〔株式オプションα戦略・通貨オプションα戦略〕 ・スワップ取引を通じて、実質的に豪州株価指数等※を対象としたオプション取引の損益に連動する投資成果を享受します。 ※市場環境によっては、豪州株保有銘柄を対象とする場合があります。 ・スワップ取引を通じて、実質的に豪ドル(対円)を対象としたオプション取引の損益に連動する投資成果を享受します。 ・原則として概ね保有する豪ドル建資産の評価額程度のコールオプションの売却を行います。 ※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
主な投資制限	①転換社債、ワラントへの投資は行いません。 ②同一発行体への投資割合は、原則として、取得時において純資産総額の10%以下とします。 ③同一業種への投資割合は、原則として、取得時において純資産総額の35%以下とします。
分配方針	原則として、毎月分配を行います。
信託報酬等	純資産総額の年0.50%程度 その他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買手数料、信託事務の処理に関する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、外国投資信託の設立に係る費用などを負担します。
投資顧問会社	クレディ・スイス・インターナショナル [各オプションα戦略の運用]
副投資顧問会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド [豪州高配当株の運用]

ファンド名	T&Dマネープールマザーファンド
分類	親投資信託
設定日	2005年2月28日
運用基本方針	安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
分配方針	分配は行いません。
決算日	6月、12月の各10日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬、申込手数料、信託財産留保額はありません。
委託会社	T&Dアセットマネジメント株式会社

各概要は、2013年2月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年12回、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。
- ②分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定するものとします。
- ③原則として、配当等収益を中心に分配を行うことを目指します。ただし、基準価額水準等によっては売買益が中心となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。
- ④収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に

あてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減して得た利益金額で、諸経費、監査費用（税込）、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行いません。
- ③外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④有価証券先物取引等の派生商品取引の指図は行いません。
- ⑤ a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 換金に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（参考）T & Dマネープールマザーファンドの概要

（１）投資方針

- ①主としてわが国の公社債および短期金融商品を投資対象とし、安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
- ②信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引等を行うことができます。
- ③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

- ①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - a. 次に掲げる特定資産
 - (1)有価証券
 - (2)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条に定めるものに限りま。）
 - (3)金銭債権
 - (4)約束手形
 - b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (1)為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（本邦通貨表示のものに限り、金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
 - (1)国債証券
 - (2)地方債証券
 - (3)特別の法律により法人の発行する債券
 - (4)資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - (5)社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）

(6)投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(7)コマーシャル・ペーパー

(8)外国または外国の者の発行する証券で、前各号の証券の性質を有するもの

(9)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

(10)外国法人が発行する譲渡性預金証書

(11)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、(1)から(6)までの証券および(8)の証券のうち(1)から(6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③委託会社は、信託金を②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

(1)預金

(2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3)コール・ローン

(4)手形割引市場において売買される手形

(5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6)外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）投資制限

①株式への投資は行いません。

②外貨建資産への投資は行いません。

③ a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

3【投資リスク】

（1）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

①価格変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

リートの価格は、当該リートの組入不動産等の価値や賃料、不動産市況の変動、リートに関する法制度の変更等様々な市場・経済の状況等を反映して変動します。リートの市場価格が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

②為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

③オプションα戦略に伴うリスク

■外国投資信託においては、豪州高配当株に投資するとともに、オプションα戦略により、実質的に、主として株価指数および豪ドル（対円）のコールオプションの売却を行います。売却したコールオプションの価値は、

売却後に株価や為替レートの水準、株価や為替レートの変動率が上昇した場合等には上昇し、これにより損失を被る可能性があります。

■オプションα戦略では、オプションのプレミアム収入を受け取る一方、株価指数や豪ドル（対円）がコールオプションの権利行使価格を超えて上昇した場合には、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、各オプションα戦略を行わずに豪州高配当株に投資した場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。

■オプションのプレミアム収入の水準は、コールオプションの売却を行う時点の株価や為替レートの水準、株価や為替レートの変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まりますので、当初想定したオプションのプレミアム収入の水準が確保できない可能性があります。

■オプションα戦略において、特定の権利行使期間で株価や為替レートが下落した場合、オプションα戦略を再構築した場合の株式、通貨の値上がり益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準まで株価や為替レートが回復しても、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

※当ファンドは外国投資信託を通じて豪州高配当株に投資を行います。株式オプションα戦略では、主に豪州株式市場全体（株価指数等）にかかるコールオプションの売却を行います。このため、豪州高配当株と当該株価指数等が異なる値動きをした場合は、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご留意ください。

④スワップ取引に伴うリスク

外国投資信託におけるスワップ取引は、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、契約が不履行になり、損失を被る可能性があります。また、投資対象の外国投資信託は、スワップ取引の相手方が実際に取引するオプション取引については、何らの権利も有しておりません。

※基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

①当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

（３）リスクの管理体制

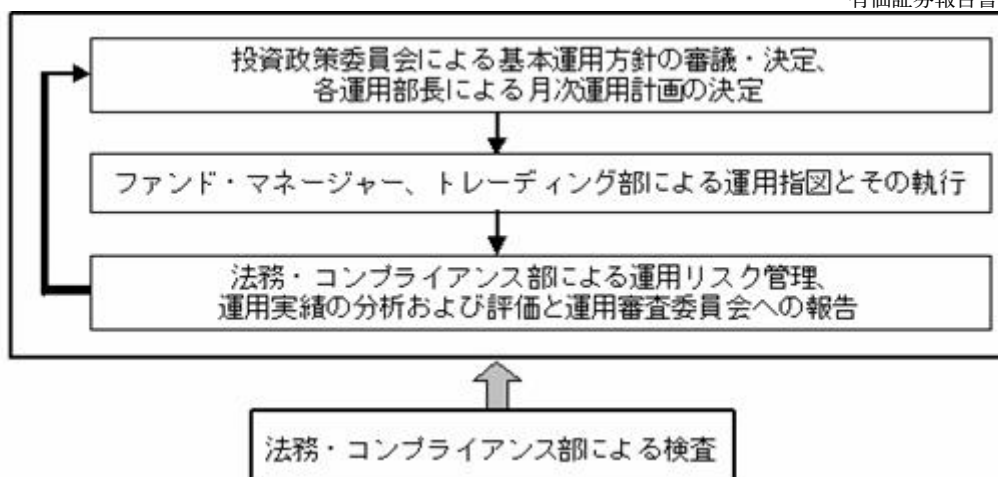
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社のリスクの管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。また、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

4.2%（税抜4.0%）以内で販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.3965%（税抜1.33%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

純資産総額 支払先	30億円以下の部分	30億円超 60億円以下の部分	60億円超 100億円以下の部分	100億円超 500億円以下の部分	500億円超の部分
委託会社	年0.525% (税抜0.50%)	年0.42% (税抜0.40%)	年0.34125% (税抜0.325%)	年0.28875% (税抜0.275%)	年0.2625% (税抜0.25%)
販売会社	年0.84% (税抜0.80%)	年0.945% (税抜0.90%)	年1.02375% (税抜0.975%)	年1.07625% (税抜1.025%)	年1.1025% (税抜1.05%)
受託会社	年0.0315%（税抜0.03%）				

上記の信託報酬の総額は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他、投資対象とする外国投資信託の信託報酬等として、当該ファンドの純資産総額の年0.5%程度がかかります。したがって、当ファンドの実質的な信託報酬等の水準は、信託財産の純資産総額の年1.8965%（税抜1.83%）程度となります。

上記の他、投資対象とする外国投資信託において信託財産に関する租税、組入有価証券の売買手数料、信託事務の処理に関する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、外国投資信託の設立に係る費用などを負担します。

（4）【その他の手数料等】

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、当ファンドの信託財産中から支弁します。

②信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00735%（税抜0.007%）を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

③当ファンドの証券取引に伴う手数料等は、信託財産が負担します。

上記①、③のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示す

ことができません。

※上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、以下の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年1月1日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

※上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7.147%）
平成26年1月1日以降	15.315%（所得税15.315%）

※上記の税率および所得税の税率には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間に加算される復興特別所得税を含んでおります。

◆個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◆収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金とな

ります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成25年2月28日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン諸島	8,325	99.03
親投資信託受益証券	日本	5	0.06
コール・ローン、その他の資産 （負債差引後）	日本	76	0.91
合計（純資産総額）	—	8,406	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成25年2月28日現在）

	国／地域	種 類	銘 柄 名	券面総額	簿価単価 （円） 簿価金額 （円）	時価単価 （円） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン 諸島	投資信託 受益証券	クレディ・スイス・ユニ バーサル・トラスト（ケ イマン）Ⅱ－豪州高配 当株・ツインαファンド	794,691.87	10,703.28 8,505,815,417	10,475.73 8,324,977,463	99.03
2	日本	親投資信託 受益証券	T & Dマネープール マザーファンド	4,916,905	1.0173 5,001,967	1.0173 5,001,967	0.06

（注）1 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

2 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

b. 投資有価証券の種類別比率

（平成25年2月28日現在）

種類	投 資 比 率（％）
投資信託受益証券	99.03
親投資信託受益証券	0.06
合計	99.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び各特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (単位:百万円)	純資産総額 (分配付) (単位:百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (単位:円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (単位:円)
第1期 特定期間 (平成25年1月25日現在)	4,151	4,311	1.0926	1.1546
平成24年8月末日	508	—	1.0000	—
平成24年9月末日	798	—	1.0171	—
平成24年10月末日	1,424	—	1.0247	—
平成24年11月末日	2,304	—	1.0345	—
平成24年12月末日	3,168	—	1.0618	—
平成25年1月末日	4,538	—	1.0996	—
平成25年2月末日	8,406	—	1.0920	—

(注) 分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第1期 特定期間 (平成24年8月31日～平成25年1月25日)	0.0620

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1期 特定期間 (平成24年8月31日 ～ 平成25年1月25日)	15.46

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期特定期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

(参考) T & Dマネープールマザーファンドの状況

以下は、平成25年2月28日現在の状況です。

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (百万円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	1,500	84.90
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	267	15.10
合計（純資産総額）	—	1,767	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位銘柄（全銘柄）

国名	種類	銘柄名	券面総額 (円)	簿価単価 (円) 簿価金額 (円)	時価単価 (円) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
----	----	-----	-------------	----------------------------	----------------------------	-----------------	-----------------	-----

1	日本	国債証券	第345回国庫短期証券	450,000,000	99.98 449,918,604	99.98 449,918,604	25.47	—	H25.5.20
2	日本	国債証券	第344回国庫短期証券	400,000,000	99.98 399,937,100	99.98 399,937,100	22.64	—	H25.5.13
3	日本	国債証券	第328回国庫短期証券	200,000,000	99.99 199,994,045	99.99 199,994,045	11.32	—	H25.3.11
4	日本	国債証券	第341回国庫短期証券	200,000,000	99.98 199,967,315	99.98 199,967,315	11.32	—	H25.4.30
5	日本	国債証券	第330回国庫短期証券	150,000,000	99.99 149,992,836	99.99 149,992,836	8.49	—	H25.3.18
6	日本	国債証券	第334回国庫短期証券	100,000,000	99.99 99,992,638	99.99 99,992,638	5.66	—	H25.3.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b. 投資有価証券の種類別比率

種類	投資比率（%）
国債証券	84.90
合計	84.90

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 特定期間（平成24年8月31日 ～ 平成25年1月25日）	3,978,575,723	179,915,339

（注）1 第1期特定期間の設定口数には、当初申込期間がある場合の当該設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）運用実績

2013年2月28日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資後)は税引前分配金を再投資したものと計算しています。
※基準価額および基準価額(分配金再投資後)は信託報酬控除後です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2013年 2月	170円
2013年 1月	170円
2012年12月	150円
2012年11月	150円
2012年10月	150円
直近1年間累計	790円
設定来累計	790円

主要な資産の状況

●投資比率

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-豪州高配当株・ツインαファンド	99.0%
T&Dマネープールマザーファンド	0.1%
コール・ローン、その他	0.9%
合 計	100.0%

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

●クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-豪州高配当株・ツインαファンドの運用状況 2013年2月末現在(現地基準)
< 組入上位銘柄 >

銘柄名(銘柄数 41)	業種	比率
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	銀行	5.5%
WESTPAC BANKING CORP	銀行	5.5%
METCASH LTD	食品・生活必需品小売り	5.4%
CFS RETAIL PROPERTY TRUST GR	不動産	5.4%
APA GROUP	公益事業	5.3%
TELSTRA CORP LTD	電気通信サービス	5.3%
SYDNEY AIRPORT	運輸	4.6%
AUST AND NZ BANKING GROUP	銀行	4.4%
DUET GROUP	公益事業	4.3%
STOCKLAND	不動産	3.8%

< 組入上位業種 >

業種	比率
銀行	22.5%
不動産	15.8%
公益事業	15.2%
保険	7.6%
小売	7.5%
その他の業種	33.3%

※上記の運用状況は、「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-豪州高配当株・ツインαファンド」の副管理事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニュー・ヨーク・メロン、投資顧問会社であるクレディ・スイス・インターナショナルおよび副投資顧問会社であるレッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドより入手したデータをもとに作成しております。

※比率は、「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-豪州高配当株・ツインαファンド」の純資産総額に対する比率です。なお、未払金が多いと比率を合計した際に100%を超える場合があります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※2012年は設定日(8月31日)から年末まで、2013年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ①当ファンドの受益権の購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。
購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。ただし、下記の申込不可日のいずれかに該当する日には、購入申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、販売会社にお問い合わせください。
＜申込不可日＞
 - ・申込日または申込日の翌営業日がオーストラリアの金融商品取引所（半休日を含みます。）、シドニーの銀行およびメルボルンの銀行のいずれかの休業日に該当する日
- ②購入申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、販売会社により受付時間に変更になることもありますのでご注意ください。
- ③申込方法には、一般コースと自動継続投資コースがあります。自動継続投資コースを選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約※」を締結していただきます。
※これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。
- ④受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。
- ⑤当ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ⑥申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ⑦購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申しいただきます販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ⑧委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付を中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付を取消することがあります。

2【換金（解約）手続等】

- ①受益者は、販売会社が定める単位をもって、換金申込を行うことができます。ただし、販売会社の営業日であっても申込不可日のいずれかに該当する日には、換金申込を受付けないものとします。申込不可日につきましては、前述の「1 申込（販売）手続等」をご参照ください。
換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、販売会社により受付時間に変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ②委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ③当ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額※として控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、継続保有される投資者との公平性を確保するため、換金する投資者が負担する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

- ⑤換金申込は、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑥委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が申込不可日であるときは、この計算日以降の最初の換金申込を受付けることができる日とします。）に、換金申込を受付けたものとして④の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦換金代金は、換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。
- ⑧信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込等に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ⑨換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。
- ⑩販売会社により買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

①当ファンドの主な投資対象

- ・外国投資信託：原則として当ファンドの基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンド：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主な投資対象

- ・公社債等：
 - a. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 - c. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-3434-5544（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <http://www.tdasset.co.jp/>

（2）【保管】

ありません。

（3）【信託期間】

当ファンドの信託期間は、平成29年7月25日までですが、後述の「（5）その他 ①信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することがあります。

（4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までです。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

①信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - (2) 委託会社は、この投資信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - (3) 委託会社は、(1)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - (4) (3)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - (5) (3)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - (6) (3)から(5)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび(2)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(3)から(5)までの手続きを行うことが困難な場合も適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「②信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. bの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. bの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. aからfの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

④公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

※平成25年7月31日以降は、以下の通り変更する予定です。

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<http://www.tdasset.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤運用に係る報告等開示方法

1月および7月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

（1）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（2）償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として購入申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金を販売会社を通じて委託会社に請求できます。権利行使の方法等については、前述の

「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（4）反対者の買取請求権

前述の「3 資産管理等の概要（5）その他 ①信託の終了 a.ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「3 資産管理等の概要（5）その他 ②信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（5）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、第1期特定期間（平成24年8月31日から平成25年1月25日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 特定期間 (平成25年1月25日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	286,819,726
投資信託受益証券	4,106,533,307
親投資信託受益証券	5,001,475
未収利息	392
流動資産合計	4,398,354,900
資産合計	
4,398,354,900	
負債の部	
流動負債	
未払金	120,000,000
未払収益分配金	64,577,226
未払解約金	59,088,789
未払受託者報酬	92,889
未払委託者報酬	4,025,165
その他未払費用	21,663
流動負債合計	247,805,732
負債合計	
247,805,732	
純資産の部	
元本等	
元本	3,798,660,384
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	351,888,784
（分配準備積立金）	190,408,762
元本等合計	4,150,549,168
純資産合計	
4,150,549,168	
負債純資産合計	
4,398,354,900	

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 特定期間 (自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日)
営業収益	
受取配当金	210,596,685
受取利息	19,824
有価証券売買等損益	158,534,782
営業収益合計	369,151,291
営業費用	
受託者報酬	243,941
委託者報酬	10,570,842
その他費用	56,865
営業費用合計	10,871,648
営業利益	358,279,643
経常利益	358,279,643
当期純利益	358,279,643
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	5,427,160
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	166,429,098
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	166,429,098
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,037,196
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,037,196
分配金	160,355,601
期末剰余金又は期末欠損金（△）	351,888,784

（３）【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額を計上、未だ確定していない場合は入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 特定期間 (平成25年1月25日現在)	
1 特定期間の末日における受益権の総数	3,798,660,384口
2 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0926円
(1万口当たり純資産額)	10,926円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	期 別 第1期 特定期間 (自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日)
分配金の計算過程	平成24年8月31日から平成24年10月25日までの計算期間末における分配対象金額47,484,734円（1万口当たり359円）のうち、19,797,114円（1万口当たり150円）を分配金額としております。 平成24年10月26日から平成24年11月26日までの計算期間末における分配対象金額89,454,749円（1万口当たり429円）のうち、31,243,079円（1万口当たり150円）を分配金額としております。 平成24年11月27日から平成24年12月25日までの計算期間末における分配対象金額203,826,226円（1万口当たり683円）のうち、44,738,182円（1万口当たり150円）を分配金額としております。 平成24年12月26日から平成25年1月25日までの計算期間末における分配対象金額416,466,010円（1万口当たり1,096円）のうち、64,577,226円（1万口当たり170円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	第1期 特定期間 (自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第1期 特定期間 (平成25年1月25日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期 特定期間 (自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項 目	期 別	第1期 特定期間 (自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日)
期首元本額		— 円
期中追加設定元本額		3,978,575,723 円
期中一部解約元本額		179,915,339 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第1期 特定期間（自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	105,681,551 円
親投資信託受益証券	0 円
合計	105,681,551 円

3 デリバティブ取引関係

第1期 特定期間（自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

(平成25年1月25日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
投資信託受益証券	クレディ・スイス・ユニバーサル・ トラスト（ケイマン）Ⅱ - 豪州高配 当株・ツインαファンド	389,795.75	4,106,533,307	
合計		389,795.75	4,106,533,307	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(平成25年1月25日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	T & Dマネープールマザーファンド	4,916,905	5,001,475	
合計		4,916,905	5,001,475	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考) T & Dマネープールマザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「T & Dマネープールマザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成25年1月25日現在)
		金額

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	285,589,577
国債証券	1,399,893,699
未収利息	391
流動資産合計	1,685,483,667
資産合計	1,685,483,667
負債の部	
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	1,656,926,723
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	28,556,944
元本等合計	1,685,483,667
純資産合計	1,685,483,667
負債純資産合計	1,685,483,667

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） ③価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利害を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（平成25年1月25日現在）	
1 計算期間の末日における受益権の総数	1,656,926,723口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0172円
(1万口当たり純資産額)	10,172円)

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（平成25年1月25日現在）
期首元本額		1,371,097,860 円
期中追加設定元本額		444,419,691 円

期中一部解約元本額	158,590,828 円
期末元本額	1,656,926,723 円
元本の内訳＊	
世界物価連動国債ファンド	125,970,149 円
野村エマージング債券投信（円コース）毎月分配型	69,234,983 円
野村エマージング債券投信（円コース）年2回決算型	10,388,902 円
野村エマージング債券投信（豪ドルコース）毎月分配型	101,862,592 円
野村エマージング債券投信（豪ドルコース）年2回決算型	5,091,243 円
野村エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	743,452,592 円
野村エマージング債券投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	17,391,118 円
野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	4,555,789 円
野村エマージング債券投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	1,055,376 円
野村エマージング債券投信（マネープールファンド）年2回決算型	5,444,903 円
T & Dインド中小型株ファンド	88,731,850 円
野村エマージング債券投信（カナダドルコース）毎月分配型	3,096,233 円
野村エマージング債券投信（カナダドルコース）年2回決算型	1,605,110 円
野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）毎月分配型	82,213,301 円
野村エマージング債券投信（メキシコペソコース）年2回決算型	16,762,886 円
野村エマージング債券投信（トルコリラコース）毎月分配型	133,356,511 円
野村エマージング債券投信（トルコリラコース）年2回決算型	10,424,174 円
野村エマージング債券投信（金コース）毎月分配型	20,420,192 円
野村エマージング債券投信（金コース）年2回決算型	7,313,419 円
米国リート・プレミアムファンド（毎月分配型）円ヘッジ・コース	41,301,997 円
米国リート・プレミアムファンド（毎月分配型）通貨プレミアム・コース	162,257,843 円
豪州高配当株ツインαファンド（毎月分配型）	4,916,905 円
米国リート・プレミアムファンド（年2回決算型）マネープール・コース	78,655 円
合計	1,656,926,723 円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,399,893,699 円	0 円
合計	1,399,893,699 円	0 円

3 デリバティブ取引関係

（自 平成24年8月31日 至 平成25年1月25日）

該当事項はありません。

（3）附属明細表

①有価証券明細表

a. 株式

該当事項はありません。

b. 株式以外の有価証券

（平成25年1月25日現在）

種類	銘柄	額面総額（円）	評価額（円）	備考
----	----	---------	--------	----

国債証券	第319回国庫短期証券	200,000,000	199,998,285	
	第321回国庫短期証券	400,000,000	399,980,352	
	第323回国庫短期証券	300,000,000	299,980,380	
	第324回国庫短期証券	50,000,000	49,995,725	
	第328回国庫短期証券	200,000,000	199,975,787	
	第330回国庫短期証券	150,000,000	149,979,440	
	第334回国庫短期証券	100,000,000	99,983,730	
合計		1,400,000,000	1,399,893,699	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年2月28日

I 資産総額	8,837,948,669	円
II 負債総額	431,528,357	円
III 純資産総額（I－II）	8,406,420,312	円
IV 発行済数量	7,697,859,583	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0920	円

（参考）T & Dマネープールマザーファンド

I 資産総額	1,766,576,234	円
II 負債総額	—	円
III 純資産総額（I－II）	1,766,576,234	円
IV 発行済数量	1,736,506,007	口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0173	円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続、取扱場所等

ありません。

2. 受益者に対する特典

ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託会社は、上記①に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成25年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（2）会社の機構

①経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a. 基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が決定されます。

b. 運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c. 運用のチェック等

法務・コンプライアンス部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。また、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に定期的に報告を行っています。

会社の機構は平成24年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成25年2月末日現在、166本であり、その純資産総額の合計は1,338,229百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	147本	1,238,907百万円
単位型株式投資信託	10本	65,870百万円
追加型公社債投資信託	1本	17,894百万円
単位型公社債投資信託	8本	15,558百万円
合計	166本	1,338,229百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 当社は、第32期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、第33期中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第31期 (平成23年3月31日現在)		第32期 (平成24年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 預金			5,702,490		5,826,632
2. 前払費用			64,158		62,441
3. 未収入金			1,771		77,488
4. 未収委託者報酬			822,206		733,185
5. 未収運用受託報酬			593,956		420,226
6. 未収法人税等			—		18,793
7. 未収消費税等			—		12,034
8. 繰延税金資産			128,819		191,089
9. その他			54		1,405
流動資産計			7,313,456		7,343,297
II 固定資産					
1. 有形固定資産			117,801		88,781
(1) 建物	※2	67,878		58,355	
(2) 器具備品	※2	49,026		29,529	
(3) その他		897		897	
2. 無形固定資産			104,006		80,722
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		99,689		76,269	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,454		1,590	
3. 投資その他の資産			1,389,889		876,271
(1) 投資有価証券		720,221		144,960	
(2) 関係会社株式		319,502		318,844	
(3) 長期差入保証金	※1	158,597		143,783	
(4) 繰延税金資産		190,156		266,871	
(5) その他		1,411		1,811	
固定資産計			1,611,698		1,045,775
資産合計			8,925,154		8,389,072

		第31期 (平成23年3月31日現在)		第32期 (平成24年3月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 預り金			284		12,858
2. 未払金			525,021		669,772
(1) 未払収益分配金		789		540	
(2) 未払償還金		9,304		5,658	
(3) 未払手数料		283,852		245,117	
(4) その他未払金	※1	231,075		418,456	
3. 未払費用			498,064		337,012
4. 未払法人税等			55,292		—
5. 未払消費税等			59,362		—
6. 賞与引当金			199,021		134,660
7. 役員賞与引当金			2,700		5,200

流動負債計			1,339,746		1,159,502
Ⅱ固定負債					
1. 退職給付引当金			367,274		404,084
2. 役員退職慰労引当金			14,250		10,201
固定負債計			381,524		414,285
負債合計			1,721,270		1,573,787
(純資産の部)					
Ⅰ株主資本					
1. 資本金			1,100,000		1,100,000
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
資本剰余金合計			277,667		277,667
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,553,447		2,123,836	
利益剰余金合計			5,866,237		5,436,626
株主資本合計			7,243,905		6,814,294
Ⅱ評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			△40,021		990
評価・換算差額等合計			△40,021		990
純資産合計			7,203,883		6,815,285
負債純資産合計			8,925,154		8,389,072

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅰ営業収益					
1. 委託者報酬			5,718,504		4,187,140
2. 運用受託報酬			3,193,133		1,900,616
3. 投資助言報酬			1,000		—
営業収益計			8,912,637		6,087,757
Ⅱ営業費用					
1. 支払手数料			2,568,280		1,749,024
2. 広告宣伝費			42,895		55,547
3. 調査費			2,760,595		1,597,104
(1) 調査費		27,093		24,037	
(2) 委託調査費		2,299,896		1,164,314	
(3) 情報機器関連費		431,197		406,930	
(4) 図書費		2,407		1,821	
4. 委託計算費			169,489		161,805
5. 営業雑経費			154,850		137,838
(1) 通信費		11,498		10,893	
(2) 印刷費		94,041		87,970	
(3) 協会費		8,776		12,198	
(4) 諸会費		2,669		3,039	
(5) 紹介手数料		37,864		23,737	

営業費用計			5,696,112		3,701,321
Ⅲ一般管理費					
1. 給料			1,606,305		1,544,084
(1) 役員報酬		64,551		64,286	
(2) 給料・手当		1,460,271		1,408,099	
(3) 賞与		81,482		71,698	
2. 法定福利費			199,359		188,715
3. 退職金			1,911		9,512
4. 福利厚生費			4,367		3,948
5. 交際費			2,582		2,781
6. 旅費交通費			32,843		23,757
7. 事務委託費			93,175		85,086
8. 租税公課			20,151		15,322
9. 不動産賃借料			173,594		163,084
10. 退職給付費用			78,986		80,520
11. 役員退職慰労金			354		—
12. 役員退職慰労引当金繰入			11,500		4,951
13. 賞与引当金繰入			199,021		134,660
14. 役員賞与引当金繰入			2,700		5,200
15. 固定資産減価償却費			74,634		63,548
16. 諸経費			108,901		93,151
一般管理費計			2,610,390		2,418,323
営業利益または営業損失（△）			606,135		△31,887

		第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
Ⅳ営業外収益					
1. 受取配当金			820		1,238
2. 受取利息			1,564		957
3. 時効成立分配金・償還金			5,230		3,857
4. その他			989		213
営業外収益計			8,604		6,267
Ⅴ営業外費用					
1. 為替差損			1,741		540
2. 雑損失			3,922		23,079
営業外費用計			5,664		23,619
経常利益または経常損失（△）			609,075		△49,239
Ⅵ特別利益					
1. 固定資産売却益	※1		6		—
2. 投資有価証券売却益			250		12,266
特別利益計			256		12,266
Ⅶ特別損失					
1. 固定資産除却損	※2		2,559		3,221
2. 投資有価証券売却損			681		102,971
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			5,018		—
4. 子会社株式評価損			—		657
5. 希望退職関連費用			—		351,519
特別損失計			8,258		458,370

税引前当期純利益または税引前当期純損失（△）			601,073		△495,343
法人税、住民税及び事業税			232,710		△72,967
法人税等調整額			19,507		△167,048
当期純利益または当期純損失（△）			348,855		△255,328

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第31期事業年度 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	第32期事業年度 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
株主資本			
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	277,667	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	—	—
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,204,592	2,553,447
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	—	△174,282
	当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	△429,610
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,517,382	5,866,237
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	—	△174,282
	当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	△429,610
株主資本合計	当事業年度末残高	5,866,237	5,436,626
	当事業年度期首残高	6,895,050	7,243,905
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	—	△174,282
	当期純利益または当期純損失（△）	348,855	△255,328
	当事業年度変動額合計	348,855	△429,610

		当事業年度末残高	7,243,905	6,814,294
評価・換算差額等				
	その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	—	△40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	△40,021	41,012
		当事業年度末残高	△40,021	990
	評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	—	△40,021
		当事業年度変動額		
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	△40,021	41,012
		当事業年度末残高	△40,021	990
純資産合計		当事業年度期首残高	6,895,050	7,203,883
		当事業年度変動額		
		剰余金の配当	—	△174,282
		当期純利益または当期 純損失（△）	348,855	△255,328
		株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	△40,021	41,012
		当事業年度変動額合計	308,833	△388,598
		当事業年度末残高	7,203,883	6,815,285

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以降に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 158,547千円 流動負債 その他未払金 187,782千円 ※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 66,573千円 器具備品 204,763千円	※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 投資その他の資産 長期差入保証金 143,733千円 ※2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 76,096千円 器具備品 224,810千円

(損益計算書関係)

第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
※1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 6千円 ※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 877千円 ソフトウェア 1,682千円	----- ※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 129千円 ソフトウェア 3,092千円

(株主資本等変動計算書関係)

第31期事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

第32期事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082
合計	1,082	—	—	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式 の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	174,282	161	平成23年3月31日	平成23年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に非上場株式、子会社株式および投資信託であります。非上場株式および子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は投資手法の開発等を目的に当社が設定する投資信託を取得しているものです。

長期差入保証金については、主に本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,702,490	5,702,490	—
(2) 未収委託者報酬	822,206	822,206	—
(3) 未収運用受託報酬	593,956	593,956	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	658,021	658,021	—
資産計	7,776,674	7,776,674	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(789)	(789)	—
② 未払償還金	(9,304)	(9,304)	—
③ 未払手数料	(283,852)	(283,852)	—
④ その他未払金	(231,075)	(231,075)	—
(2) 未払費用	(498,064)	(498,064)	—
負債計	(1,023,086)	(1,023,086)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	319,502
③ 長期差入保証金	158,597
合計	540,249

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超

預金	5,702,490	—	—
未収委託者報酬	822,206	—	—
未収運用受託報酬	593,956	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの(その他)	—	100	—
合計	7,118,653	100	—

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,826,632	5,826,632	—
(2) 未収委託者報酬	733,185	733,185	—
(3) 未収運用受託報酬	420,226	420,226	—
(4) 投資有価証券			
① その他有価証券	82,760	82,760	—
資産計	7,062,804	7,062,804	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(540)	(540)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(245,117)	(245,117)	—
④ その他未払金	(418,456)	(418,456)	—
(2) 未払費用	(337,012)	(337,012)	—
負債計	(1,006,784)	(1,006,784)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	318,844
③ 長期差入保証金	143,783
合計	524,828

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超
預金	5,826,632	—	—
未収委託者報酬	733,185	—	—
未収運用受託報酬	420,226	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	—	35,865	—
合計	6,980,044	35,865	—

（有価証券関係）

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は14,384千円であり、売却益の合計額は250千円、売却損の合計額は681千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	100	100	0
	小計	100	100	0
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	725,400	657,921	△67,478
	小計	725,400	657,921	△67,478
合計		725,500	658,021	△67,478

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

その他有価証券の当事業年度中の売却額は739,002千円であり、売却益の合計額は12,266千円、売却損の合計額は102,971千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	67,498	69,739	2,241
	小計	67,498	69,739	2,241
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	13,664	13,020	△643
	小計	13,664	13,020	△643
合計		81,162	82,760	1,597

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。

2. 退職給付債務に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
------------------------	------------------------

(1) 退職給付債務	△367,274千円	(1) 退職給付債務	△404,084千円
(2) 退職給付引当金	△367,274千円	(2) 退職給付引当金	△404,084千円
(注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。		(注) 同左	

3. 退職給付費用に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)		第32期 (平成24年3月31日現在)	
退職給付費用		退職給付費用	
勤務費用	66,556千円	勤務費用	69,258千円
確定拠出年金への掛金支払額	12,430千円	確定拠出年金への掛金支払額	11,262千円
退職給付費用	78,986千円	退職給付費用	80,520千円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	同左

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第31期 (平成23年3月31日現在)	第32期 (平成24年3月31日現在)
	(単位：千円)	(単位：千円)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	80,981	51,184
未払事業税	13,006	—
未払社会保険料	10,769	7,129
貯蔵品	1,919	1,673
退職給付引当金	155,242	149,998
割増退職金	—	126,447
子会社株式評価損	1,304	1,376
連結納税加入に伴う有価証券時価評価益	111,796	102,879
減価償却超過額否認	7,457	5,826
繰越欠損金	10,322	32,137
その他有価証券評価差額金	27,457	—
その他	14,405	10,932
小計	434,663	489,585
評価性引当額	△115,686	△27,482
繰延税金資産計	318,976	462,102
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	—	607
未収事業税	—	3,535
繰延税金負債計	—	4,142
繰延税金資産の純額	318,976	457,960

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第31期 (平成23年3月31日現在)

第32期 (平成24年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日付で、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.6%から平成24年4月1日以降平成27年3月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては38.0%、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しております。この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額が40百万円減少し、法人税等調整額が40百万円増加しております。

（資産除去債務関係）

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第31期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	貸借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	—	長期 差入 保証金	158,547

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

第32期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	貸借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	—	長期 差入 保証金	143,733

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第31期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		第32期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
１株当たり純資産額	6,654.85円	１株当たり純資産額	6,295.87円
１株当たり当期純利益金額	322.26円	１株当たり当期純損失金額	△235.86円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		１株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	348,855	当期純損失（千円）	△255,328
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	348,855	普通株式に係る当期純損失（千円）	△255,328
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第33期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
I 流動資産			
1. 預金			5,560,529
2. 前払費用			81,581
3. 未収入金			103,890
4. 未収委託者報酬			660,362
5. 未収運用受託報酬			397,372
6. 繰延税金資産			70,777
7. その他			52
流動資産計			6,874,567
II 固定資産			
1. 有形固定資産			90,547
(1) 建物	※ 1	54,271	
(2) 器具備品	※ 1	35,378	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			81,807
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		78,907	
(3) ソフトウェア仮勘定		37	
3. 投資その他の資産			920,905
(1) 投資有価証券		198,956	
(2) 関係会社株式		318,634	
(3) 長期差入保証金		143,114	
(4) 繰延税金資産		259,303	
(5) その他		896	
固定資産計			1,093,259
資産合計			7,967,827

		第33期中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
I 流動負債			
1. 預り金			60,960
2. 未払金			269,678
(1) 未払収益分配金		540	
(2) 未払償還金		5,658	
(3) 未払手数料		208,987	
(4) その他未払金		54,492	
3. 未払費用			303,471
4. 未払法人税等			5,560
5. 未払消費税等	※ 2		14,651
6. 賞与引当金			71,308
7. 役員賞与引当金			8,000
流動負債計			733,631

II 固定負債			
1. 退職給付引当金			359,319
2. 役員退職慰労引当金			12,780
固定負債計			372,100
負債合計			1,105,731
(純資産の部)			
I 株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金	277,667		
3. 利益剰余金			5,482,786
(1) 利益準備金	175,000		
(2) その他利益剰余金			
別途積立金	3,137,790		
繰越利益剰余金	2,169,996		
株主資本合計			6,860,454
II 評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			1,640
評価・換算差額等合計			1,640
純資産合計			6,862,095
負債純資産合計			7,967,827

(2) 中間損益計算書

		第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
I 営業収益			
1. 委託者報酬			1,903,672
2. 運用受託報酬			810,362
営業収益計			2,714,034
II 営業費用			
1. 支払手数料			782,601
2. 広告宣伝費			758
3. 調査費			632,626
(1) 調査費		8,341	
(2) 委託調査費		431,996	
(3) 情報機器関連費		191,367	
(4) 図書費		921	
4. 委託計算費			79,524
5. 営業雑経費			67,530
(1) 通信費		5,115	
(2) 印刷費		45,634	
(3) 協会費		5,189	
(4) 諸会費		1,542	
(5) 紹介手数料		10,047	
営業費用計			1,563,041
III 一般管理費			
1. 給料			662,025
(1) 役員報酬		38,904	

(2) 給料・手当		609,668	
(3) 賞与		13,453	
2. 法定福利費			83,301
3. 退職金			11,523
4. 福利厚生費			1,467
5. 交際費			924
6. 旅費交通費			11,594
7. 事務委託費			39,799
8. 租税公課			7,164
9. 不動産賃借料			79,794
10. 退職給付費用			31,566
11. 役員退職慰労引当金繰入			2,579
12. 賞与引当金繰入			71,308
13. 役員賞与引当金繰入			8,000
14. 固定資産減価償却費	※ 1		26,795
15. 諸経費			47,364
一般管理費計			1,085,209
営業利益			65,784

		第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
IV営業外収益			
1. 受取配当金			1,054
2. 受取利息			532
3. その他			897
営業外収益計			2,483
V 営業外費用			
1. 為替差損			1,644
2. 雑損失			88
営業外費用計			1,733
経常利益			66,535
VI特別利益			
1. 投資有価証券売却益			2,288
特別利益計			2,288
VII特別損失			
1. 投資有価証券売却損			840
2. 子会社株式評価損			210
特別損失計			1,050
税引前中間純利益			67,773
法人税、住民税及び事業税			△105,867
法人税等調整額			127,480
中間純利益			46,159

(3) 中間株主資本等変動計算書

第33期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	当事業年度期首残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	—

	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	当事業年度期首残高	277,667
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	当事業年度期首残高	175,000
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	当事業年度期首残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	—
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	当事業年度期首残高	2,123,836
	当中間会計期間変動額	
	中間純利益	46,159
	当中間会計期間変動額合計	46,159
	当中間会計期間末残高	2,169,996
利益剰余金合計	当事業年度期首残高	5,436,626
	当中間会計期間変動額	46,159
	当中間会計期間末残高	5,482,786
株主資本合計	当事業年度期首残高	6,814,294
	当中間会計期間変動額	46,159
	当中間会計期間末残高	6,860,454
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当事業年度期首残高	990
	当中間会計期間変動額（純額）	650
	当中間会計期間末残高	1,640
評価・換算差額等合計	当事業年度期首残高	990
	当中間会計期間変動額	650
	当中間会計期間末残高	1,640
純資産合計	当事業年度期首残高	6,815,285
	当中間会計期間変動額	46,810
	当中間会計期間末残高	6,862,095

重要な会計方針

	第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>8～18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。	建物	8～18年	器具備品	3～15年
建物	8～18年				
器具備品	3～15年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期間末における必要額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。				

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第33期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	80,180千円
器具備品	230,731千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第33期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）	
※1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	12,192千円
無形固定資産	14,602千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	—	—	1,082

合計	1,082	—	—	1,082
----	-------	---	---	-------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,560,529	5,560,529	—
(2) 未収入金	103,890	103,890	—
(3) 未収委託者報酬	660,362	660,362	—
(4) 未収運用受託報酬	397,372	397,372	—
(5) 投資有価証券			
① その他有価証券	136,756	136,756	—
資産計	6,858,911	6,858,911	—
(1) 未払金			
① 未払収益分配金	(540)	(540)	—
② 未払償還金	(5,658)	(5,658)	—
③ 未払手数料	(208,987)	(208,987)	—
④ その他未払金	(54,492)	(54,492)	—
(2) 未払費用	(303,471)	(303,471)	—
負債計	(573,150)	(573,150)	—

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金及び未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
① 非上場株式	62,200
② 子会社株式	318,634
③ 長期差入保証金	143,114
合計	523,949

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

第33期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他の証券	85,546	81,609	3,937
	小計	85,546	81,609	3,937
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	51,209	52,500	△1,290
	小計	51,209	52,500	△1,290
合計		136,756	134,109	2,646

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第33期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

第33期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	6,339円11銭
1株当たり中間純利益金額	42円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	46,159
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	46,159
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

①定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

②出資の状況

委託会社は、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc. （出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc. （出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

③訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

- ・資本金の額 324,279百万円(平成24年9月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・資本金の額 10,000百万円（平成24年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) 平成24年9月末日現在	事業の内容
あかつき証券株式会社	2,065	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
ちばぎん証券株式会社	4,374	
東武証券株式会社	420	
新潟証券株式会社	600	
ニュース証券株式会社	877	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
マネックス証券株式会社	7,425	
楽天証券株式会社	7,495	
中銀証券株式会社（※）	2,000	

（※）平成25年4月30日より取扱いを開始します。

2【関係業務の概要】

- ①「受託会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 信託財産の保管・管理・計算
 - b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等
- ②「販売会社」は主に以下の業務を行います。
 - a. 受益権の募集・販売の取扱い
 - b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
 - c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
 - d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年9月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成24年 9月27日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年11月 1日	臨時報告書
平成24年11月 9日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年11月15日	有価証券届出書の訂正届出書
平成24年12月28日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年3月25日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている豪州高配当株ツインαファンド（毎月分配型）の平成24年8月31日から平成25年1月25日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、豪州高配当株ツインαファンド（毎月分配型）の平成25年1月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月30日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蒲谷 剛史 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第33期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)